

「環境先進都市・京都の更なる進化に向けた今後のごみ減量施策 骨子(案)」
に関する市民意見募集の実施結果について

1 市民意見募集結果の概要

(1) 募集期間

平成26年10月24日(金)～11月23日(日・祝)

(2) 御意見数

意見を頂いた方の数 240名, 意見の総数 505件

(3) 御意見を頂いた方の属性

ア 住所

京都市	京都市以外	不明
163	29	48

イ 年齢

20歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明
33	48	27	27	25	16	4	1	59

ウ 性別

男性	女性	不明
74	132	34

(4) 意見募集リーフレットの配架先等

市政案内所, 情報公開コーナー, 区役所・支所のエコまちステーション, 大学
コンソーシアム京都等に配架したほか, ホームページに掲載

2 御意見の内訳

	項目	意見数
1	ごみ減量施策全般について 〔新たなごみ減量施策の意義・必要性、新たなごみ減量施策の概要、周知啓発・指導、PRの在り方等〕	<u>136件</u>
2	2R※の促進について ※ ごみの発生抑制（リデュース）及び再利用（リユース）	<u>165件</u>
	○ 2R促進の意義・必要性及び2R促進策の概要について ○ 2R促進策について ・ レジ袋の削減 ・ 食品ロス削減 ・ その他（使い捨て製品の使用抑制、事業者による2Rの取組の進ちょく確認等）	40件 125件 48件 20件 57件
3	分別の促進について	<u>186件</u>
	○ 意義・必要性について ○ 分別促進策について ・ 義務化、啓発指導 ・ 開封調査 ・ 分別機会の拡大 ・ 雑がみの分別 ・ その他（若年層の教育、働きかけ等）	15件 171件 26件 40件 30件 23件 52件
4	その他	<u>18件</u>
合 計		<u>505件</u>

3 御意見の要旨と本市の考え方（別紙のとおり）

4 条例改正及び新たな「ごみ半減プラン」の策定等に当たり特に留意すべき御意見（別紙下線実線部参照）

- ごみを出さない買い物や食事を呼びかけるPRなどの2R促進策については、事業者の負担を考慮し、市が周知啓発・指導・支援等を行ってほしい。
同じ業種でも規模・業態・サービスが多様であるため、取組に幅を持たせるなどの柔軟な運用が必要である。（6ページ）
- 事業者報告制度については、従業員の少ない事業者も多いため、報告内容や様式において、負担の軽減を図る必要がある。（10ページ）
- 事業者の報告内容やモニター結果の公表においては、基準の客観性・公平性や、ブランドイメージへの影響を考慮する必要がある。（10ページ）
- 市民モニター制度については、市が主体となって客観的・中立的に行うべきである。（12ページ）
- ごみ袋の開封調査や分別の指導に当たっては、心身の理由等から分別ルールに詳しくない方や分別が困難な方への配慮が必要である。（15ページ）
- 可能な限りごみ袋の開封調査を実施しなくてもよいよう、分別ルールの周知徹底に努めるべきである。（15ページ）

御意見の要旨と御意見に対する本市の考え方

1 ごみ減量施策全般について 136件

下線実線部は今後の減量施策において特に留意すべき事項

No.	御意見の要旨 (カッコ内の数字は意見数)	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 新たな施策の意義・必要性について 41件 【リーフレット p 1】			
1	<肯定的な御意見> ・ 環境負荷の低減に資する。(5) ・ 将来の市民生活や事業活動のためになる。(4) ・ 市の施設で処理するごみの問題である以上は協力すべきである。(4) ・ 京都議定書発祥の地である京都が先進的に取り組むべきである。(2) ・ ごみが減って快適になれば、京都に住み、事業をしたい人が増える。(2) ・ ごみ処理コストの削減につながる。(1) ・ ごみ量をピーク時から4割以上削減してきたことがすごい。(6) ・ 半減は不可能ではない。(2) ・ 次の一手を打つ必要がある。(1) ・ ごみ減量の意義を次世代まで伝えるため、条例に前文を設けてはどうか。(7)	34	・ 本市のごみ量は、市民・事業者の皆様の御理解と御協力により、ピーク時から4割以上削減できていますが、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図るほか、クリーンセンターや京都市唯一の埋立処分場をなるべく長く活用し、併せてごみ処理コストの最小化を図るため、平成32年度までにピーク時からのごみ半減を実現する必要があります。 ・ しかしながら、ここ数年は、ごみ量がわずかな減量にとどまっているため、新たな枠組みを構築し、ごみ減量の取組を加速させる必要があります。(*) ・ ごみ減量の意義や必要性を条例で明らかにし、発信してまいります。
2	<否定的な御意見> ・ ごみは減っているのに、環境のためにそこまでしてごみを減らす意味が分からない。(4) ・ 京都市はごみの焼却施設や埋立処分場などのインフラが脆弱なのか。(2)	6	・ 世界的な規模で天然資源の消費が拡大する中、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指す必要があります。 ・ クリーンセンターの法定点検・大規模改修時の適正な処理の確保や埋立処分地の長期活用は、全国的な課題です。
3	<その他の御意見> ・ 今後も市民相互や事業者間で課題の共有と意見交換を深める必要がある。(1)	1	・ ごみ減量の普及啓発活動を行う「京都市ごみ減量推進会議」や事業者の皆様、各種団体の皆様にごみ減量への協力を呼びかけるとともに、意見交換の促進に努めてまいります。
(2) 新たな施策の概要について 54件 【リーフレット p 3～5】			
4	<肯定的な御意見> ・ ごみを出す以上、各自が身近にできることをすべきである。(13) ・ 全国のお手本になれそうである。(2) ・ 義務がもっと厳しくてもよい。(3) ・ 市民も無理なく取り組めそうである。(1) ・ 市が支援して定着を図るべきである。(1) ・ 生ごみや紙ごみ、リサイクル等に着目	23	・ 今後とも京都の市民力、地域力を活かし、ごみ量をピーク時から半減できるよう取り組んでまいります。

No.	御意見の要旨 (かっこ内の数字は意見数)	件数	御意見に対する本市の考え方
	して対策を打つと、目標に近づく。(1) ・ 地域を挙げて取り組むべきである。(1) ・ 頑張っしてほしい。(1)		
5	<その他の御意見> ・ 京都市役所こそごみを減量すべきである。(4) ・ 市民・事業者全体での議論が必要である。(1) ・ 市民生活に関わる重要な意見募集を、市のホームページだけで周知して行うのはいかがなものか。(1) ・ 長い目で取り組むべきである。(1)	7	・ 京都市役所は、独自の環境マネジメントシステム「KYOMS」の取組を推進し、ごみの減量等に取り組んでおり、平成25年度の一般廃棄物排出量は平成22年度から9トン(約5%)減少することができております。今後とも市役所が率先して、ごみの減量に努めてまいります。 ・ 今回の減量施策は、学識経験者、市民公募委員、地域団体、事業者等の方々が参画する「京都市廃棄物減量等推進審議会」で議論を重ねて取りまとめました。今回の意見募集でも、505件もの御意見を頂いたところであり、これらを踏まえ、新たなごみ減量施策を取りまとめてまいります。今後も、市民・事業者の皆様への説明を徹底してまいります。 ・ 市民しんぶん、ホームページによる広報のほか、市役所、区役所・支所等でリーフレットを配架し、団体の会合やイベント等でも配布・説明するなど、様々な機会を捉えて積極的に募集を行いました。 ・ ごみの減量は、喫緊の課題であるとともに、継続して取り組む必要があるものです。(1ページNo.1*参照)
6	<数値目標の設定について> ・ 全国初の食品ロスの削減目標設定は画期的である。(3) ・ 数値目標の達成に向けた具体的な計画を作成してほしい。(1) ・ 具体的な数値があるとよい。(2) ・ ごみ量が順調に減ったときは仕組みを変えない方がよい。(1) ・ 目標設定は重要であるが、達成できるのだろうか。(1) ・ 具体的な取組の寄与度を示すとよい。(1) ・ 一人当たりの数値や減量結果の視覚化があると分かりやすい。(3) ・ あるべき生活者のモデルを基にした数	16	・ 新たな「ごみ半減プラン」に、ごみ減量の数値目標と、その達成に向けた具体的な取組を盛り込むこととしております。 ・ 分かりやすい数値目標と、その効果等の示し方を検討してまいります。

No.	御意見の要旨 (カッコ内の数字は意見数)	件数	御意見に対する本市の考え方
	値目標を設定してはどうか。(1) - ごみ量が半減されれば、どれくらい経費が節減されるか知りたい。(1) - 食品ロスや生ごみ・紙ごみ排出量以外に、何の数値目標があるのか。(1) - 特定の建物から出るごみ量を公表できないのか。(1)		- 家庭ごみではプラスチック製容器包装の分別実施率とレジ袋排出量、事業ごみでは木質ごみ排出量などを検討しております。 - 事業活動への影響を考慮し、特定の排出者のごみ量の公表については、行わないこととしております。
7	<環境教育について> - ごみの始末や物の使い方を子どもに学ばせることは大切である。(3) - ごみ減量に関する絵を小中学生に描いてもらい、市内に貼り出すとよい。(1)	4	環境意識の向上を図るため、環境学習の視点を条例に加えてまいります。
8	<事業ごみの減量について> - 事業ごみの減量をもっと進めるべきである。業種に応じた啓発・指導・支援の強化等も行ってほしい。(3) - 自営業者や中小企業向けの啓発は難しい。(1)	4	事業者への啓発や、きめ細かな指導・支援等を強化してまいります。
(3) 周知啓発・指導について 8件			
9	- ごみ減量に関する情報提供を充実してほしい。(4) - 市の職員が制度の説明や指導啓発を尽くしてほしい。(3) - 制裁よりも改善に向けたサポートを優先すべきである。(1)	8	市民しんぶんやリーフレット等の配布、また、地域・事業者向けの説明会等を積極的に行い、制度の周知を徹底するとともに、きめ細かな啓発・支援等を行ってまいります。
(4) P Rの在り方について 18件			
10	<気運の盛り上げ方について> - 市民や企業をその気にさせることが大切である。例えば、協力しがいのある仕組みを作ったり、環境と経済のバランスの取れた将来性のある都市としてP Rするなど。(6) 「やらされ感」ではなく、「褒める仕組み」を打ち出した方がよい。(3)	9	ごみ減量施策の推進に当たっては、本市が優良事例を紹介して取組の拡大を図るとともに、きめ細かな啓発・支援等を行ってまいります。
11	<広報について> - 新たなごみ減量施策を周知する紙類がごみにならないよう、広報の手法を工夫すべきである。(3) - 興味ややる気をそそる広報が必要である。(2) - ゆるキャラを活用してはどうか。(2) - スローガンやキャッチコピーを作ると	9	紙ごみの発生抑制を図りつつ、効果的な広報に努めてまいります。

No.	御意見の要旨 (カッコ内の数字は意見数)	件数	御意見に対する本市の考え方
	よい。(1) おしゃれなマイバッグなど、効果的なツールがあると気運が高まる。(1)		
(5) その他 15件			
12	<有料指定袋について> - 指定袋を値上げしてはどうか。(2) - 指定袋の値上げはしないほしい。(1) - 有料指定袋制による財源の活用実績について広報し、今後の活用方針も明確にしてほしい。(1) - カラスの襲撃に耐えられる袋を開発すべきである。(1) - 業者収集ごみへの有料指定袋制の導入については、検討を廃止してほしい。(2)	7	- 指定袋の価格改定は考えておりません。今後のごみ量の推移等を注視してまいります。 - 有料化財源は、京都市廃棄物減量等推進審議会の答申や市民の皆様の御意見を踏まえ、①ごみ減量・リサイクル、②まちの美化、③地球温暖化対策の三分野で活用しております。有料指定袋による財源の活用にあたっては、活用事業の充実・見直しを進めるとともに、今後より一層、活用事業の「見える化」に努めてまいります。 - 現在の指定袋もJIS規格の1.5倍の強度で作製しており、更なる強化は製造価格に影響します。 - 費用対効果等の課題を踏まえ、引き続き検討すべき事項としております。
13	<業者収集ごみ搬入手数料の改定> - 分別リサイクルを進めるための改定を行ってほしい。(1) - 引き上げるべきではない。(1)	2	今後のごみ減量の状況や他都市の手数料状況等を注視して慎重に検討してまいります。
14	<国への働きかけ、全国への展開> - 国や製造業者にごみ減量施策の促進を積極的に働きかけてほしい。(4) - 京都市の取組が全国に広がるとよい。(2)	6	- ものづくり企業への働きかけや、広域的な実施が必要な施策、各種リサイクル制度の改善など、ごみ減量に効果的と考えられるが、市単独での実施に制約がある施策については、その実現に向けて、国等に対して引き続き積極的に働きかけてまいります。 - 京都の市民力、地域力を生かして、全国をリードする、ごみ減量の新たな仕組みづくりを目指してまいります。

2 2R促進策について 165件

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 2R促進策の意義・必要性について 16件 【リーフレット p 3, 6】			
15	＜肯定的な御意見＞ ・ 資源が枯渇しないよう、ごみの発生を抑えるべきである。(3) ・ 2Rの取組は、循環型社会や低炭素社会の実現に役立ち、先進的である。(2) ・ ごみの発生源の製造・販売の形を変えることが第一である。(3) ・ 2Rをもっと広めてほしい。(3) ・ 2Rも分別も重要である。(1)	12	・ 2Rの取組は、ごみの減量効果が高く、環境への負荷も少ないため、取組を加速してまいります。
16	＜否定的な御意見＞ ・ リサイクルを考えるからこそ分別に協力できるのに、2Rだけを重視するのはおかしい。(1) ・ 2Rはリサイクルと比べて語感が良くない。(1)	2	・ ごみの減量を推進するに当たっては、2Rのみならず、分別も重要であるため、この2つの柱を重点事項として取組を進めてまいります。 ・ 2Rは本市の造語ではなく、循環型社会形成に向けた取組の下、全国的に使用されている言葉です。今後、2R促進の取組を加速させるとともに、その意義及び必要性につきましても、より一層周知してまいります。
17	＜その他の御意見＞ ・ 2Rの取組はリサイクルよりも取り組みがいを感じにくいいため、工夫が必要である。(1) ・ 食品ロスを減らすためにレトルトやインスタントの食品を買うと、容器包装が増える。どうバランスを取るのか。(1)	2	・ ごみの減量の取組を拡大していくためには、市民、事業者の皆様にごみ減量効果を実感していただくことが一つの重要なポイントであると考えております。 ・ 両立が難しい関係にあるごみ減量の取組（例：食品の小分け販売＝食品ロスは削減するが、容器包装は増加する。等）については、市民の皆様への啓発方法等に留意する必要があると考えております。
(2) 2R促進策の概要について 24件 【リーフレット p 3, 6～9】			
18	＜肯定的な御意見＞ ・ 具体的な取組が業種別に実施義務と努力義務とに分けられていて、優先度が明らかで取り組みやすい。(2) ・ 事業者及び市民の取組は、過度の負担にならず、全体的に妥当である。(1) ・ 努力義務よりも実施義務を増やしていくべきである。(1) ・ 事業者と市民の協働が大切である。(1) ・ 家庭で行える取組には限界があるため、事業者の取組が多いのは良い。(1)	7	・ 実施義務とする取組については、企業の規模等に関わらず実施していただけるよう、過度の負担とならない範囲で検討しております。 ・ 努力義務とする取組についても、優良事例を広く紹介し、取組の拡大を図ってまいります。(＊)

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
	・ 京都は大学が多いので、取組を増やせるとよい。(1)		
19	<否定的な御意見> ・ 取組内容が実情にそぐわないため、条例で規制すべきでない。(1) ・ 小売業を中心とした取組は、小売業で試験的に実施した後、必要があれば、他業種へ段階的に拡大すべきである。(1) ・ 市のクリーンセンターの受入量を減らすために事業者には2Rの義務を課す意味が分からない。(2) ・ ごみ減量を呼びかける市の広報物の店舗への掲出については、自社物以外は掲出しないルールであるため、対応できない。(1)	5	・ ごみの減量は重要かつ喫緊の課題であるため(1ページNo.1※参照)、条例化により、市民・事業者の皆様と共に枠組みを構築し、将来にわたり共有したいと考えております。条例化に当たっては、過度の負担とならないよう内容を検討しております(5ページNo.18※参照)。 ・ ごみ減量に向けたいわゆる「上流対策」として、事業者の皆様には、ごみの発生抑制や分別を促す取組をお願いするものです。 ・ 市の広報物の掲出が困難な場合は、貴社の広報物等の掲出をお願いしたいと考えております。
20	<事業者への配慮を求める御意見> ・ <u>ごみを出さない買い物や食事</u>を呼びかけるPRなどの2R促進策については、<u>事業者の負担を考慮し、市が周知啓発・指導・支援等を行ってほしい。(5)</u> ・ <u>同じ業種でも規模・業態・サービスが多様であるため、取組に幅を持たせるなどの柔軟な運用が必要である。(1)</u> ・ ごみ減量のPR物の掲示がブランドイメージや食事や買い物の気分を損ないかねない。(3) ・ 取組成果を見ながら2年に1度ほど2R促進策を見直した方がよい。(1)	10	・ <u>事業者の皆様は主体的に実施していただけるよう、取組の選択の幅を広く捉えたり、優良事例の紹介やPR媒体の提供等によるサポートに努めてまいります。</u> ・ 事業者の皆様や各種団体の皆様にごみ減量への協力を呼びかけ、意見交換をする中で、常に制度の点検と見直しを行ってまいります。
21	<その他の御意見> ・ 市民の取組のほとんどは、条例で踏み込まなくても少しの意識で行えるものである。(1) ・ 市民の実施義務を増やすべきである。(1)	2	・ ピーク時からのごみ半減は、これまでのごみ減量の取組の延長線上では成し得ないことから、2R及び分別の促進を重点事項として条例化するものです。 ・ 条例の内容につきましては、過度の負担とならない範囲で検討しております。
(3) レジ袋の有料化等について 48件 【リーフレットp3】			
22	<食品スーパーでの市内全店実施に対する肯定的な御意見> ・ ごみの減量に占める買い物の割合は大	16	・ レジ袋の削減は、ごみの発生抑制の取

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
	きいたため、強力に進めてほしい。(4) - レジ袋をもらえる店ともらえない店があれば、もらえる店へ行くので、全体で統一すべきである。(2) - エコバッグの持参は大切である。(3) - レジ袋が激減するはずである。(2) - レジ袋は誰でも使う身近な物なので、ごみ減量の象徴とするのは良い。(1) - スーパーのレジ袋の有料化が京都から全国へ拡大したとは素晴らしい。(1) - レジ袋がもらえなくても当たり前になるとよい。(1) - 継続的に取り組むべきである。(1) - 環境のためにはやむを得ない。(1)		組の象徴です。 そのため、レジ袋使用枚数が最も多い食品スーパーについて、有料化の市内全店舗実施をはじめとする取組を推進してまいります。
23	＜その他の肯定的な御意見＞ - コンビニエンスストアなどにも取組を広げるとよい。(13) - レジ袋が必要かどうかを確認する啓発PRは良い。(1) - レジ袋の価格を上げるとよい。(4) - レジ袋辞退率によって袋の価格を変動させたり、袋を渡さないとしてはどうか。(1) - レジ袋の有料化がなぜ必要かを講習会等で説明すべきである。(1) - レジ袋以外の包装紙や買い物袋も削減の余地が大きい。(2)	22	- 食品スーパー以外の業態の小売店にも、有料化等のレジ袋削減の取組を拡大していくことを考えております。 また、それらの小売店にも、レジ袋が必要かどうかを確認する啓発PRを行っていただくこととしております。 - 事業者の皆様にレジ袋以外の包装の簡素化にも努めていただき、今後とも優良事例を広く紹介するなど、取組の拡大に努めてまいります。
24	＜否定的な御意見＞ - レジ袋のサービスは事業者の経営方針であり、有料化は消費者の負担になる。(1) - 食品スーパー全店舗でレジ袋の有料化を実施しても、コンビニエンスストア等の大量の食品ロスが放置されたままでは、ごみの減量効果が薄い。(1) - テイクアウト食品の衛生管理・安全確保のためにレジ袋は必要である。(1) - 店側は、レジ袋が欲しいと言われれば、渡さざるを得ない。(1) - 使い道があるので、完全になくなると困る。(1) - レジ袋を出し渋る店員は頭に来る。(1)	6	- レジ袋の削減は、ごみの発生抑制の取組の象徴として重要であるとともに、必ずしも消費者の負担につながるものとは考えておりません。 なお、食品ロスの削減も重要な課題であるため、全国初となる削減目標を掲げて取組を推進していきたいと考えております。 - 市民・事業者の皆様のお理解と御協力の下、あらゆる機会に、レジ袋の使用を必要最小限に削減していくことが重要と考えております。

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
25	<その他> - 市がマイバッグを各世帯に配布したりしてはどうか。(1) - エコバッグ以外の環境にやさしいかばんを模索する必要があるのではないか。(1) - ポイント制, キャッシュバック制は協力した実感がある。(2)	4	既にマイバッグを御使用いただいている方がおられる中, 全世帯への配布は費用対効果の点で課題がありますが, 啓発等の機会を活用して配布するなど, 必要な対応に努めてまいります。
(4) 生ごみの減量について 9件 【リーフレットp 4, 6, 10】			
26	- 生ごみ3キリ※に努めたい。(3) ※ 買った食材を使い切る「使いキリ」 食べ残しをしない「食べキリ」 ごみとして出す前に水を切る「水キリ」 - 生ごみの分別回収の仕組みを作るとよい。(6)	9	- 生ごみは燃やすごみの約4割を占めているため, その削減は大きな課題です。引き続き「生ごみ3キリ」を実践していただくなど, 御協力をお願いいたします。 - 生ごみを分別して回収し, 処理することは, 臭いやコストなどの問題があることから, 生ごみ処理機の購入助成や, 地域単位での堆肥化への支援などの市民の皆様による自主的な取組への支援を行っており, 引き続き, これらの取組を推進してまいります。
(5) 食品ロスの削減について 20件 【リーフレットp 4, 6, 10】			
27	<肯定的な御意見> - 食品ロスの多さ, 日本の食糧自給率や世界の飢餓問題等を考え, 真剣に削減すべきである。(3) - 食品ロスが多いため, 食料品を中心としたごみの減量策を考えるとよい。(3) - 一人だけではなく, 皆で食べ切ろうと呼びかけてもらえるのは嬉しい。(2) - 国に先駆けて取り組むのは良いことである。(1)	9	本市では, 家庭及び飲食店などから出る生ごみのそれぞれ約4割が食品ロス(食べ残し及び手つかず食品)であり, 合わせて年間約6.7万トンにも及んでおります。こうした食品ロスの削減に向け, 全国で初めて削減目標を設定するとともに, 食材の使いキリ, 食べキリなどに主体的に取り組んでいただくなど, 政令市初となる内容の条例化を目指してまいります。
28	<否定的な御意見> - 食べ残さない食事のPRが顧客への押し付けになってはならない。中小の店から高級店まで業界全体で取り組めるよう, 取組に幅を持たせるなど, 裁量を認めるべきである。(2) - 食べ残し食品の持ち帰りは, 食中毒等の危険があり, 事業者の責任として甚大な影響を受けるおそれがある。(1) - アレルギーが多いので, 食べキリは無理である。(1)	4	- 事業者の皆様に主体的に実施していただけるよう, 取組の選択の幅を広く捉えたり, 優良事例の紹介やPR媒体の提供等によるサポートに努めてまいります。 - 健康管理と衛生管理が当然に前提となるものですが, 食中毒が発生しにくい食品など, 可能な範囲において取組に努めていただきたい事項としております。
29	<具体策> 食べ残しは必ず出るので, リユースが重要である。(2)	7	余った食材や残った料理を使うレシピをまとめた「食材の「使いキリ・食べキリ」

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
	- 残り物を使って作れる料理をまとめて、京都の雑誌に載せたり、家庭に1冊配ったりしてはどうか。(1) - 消費期限の切れていない食品を福祉に役立てる「フードバンク」に取り組むNPOやボランティアの団体があるので、京都でも取り組めないか。(2) - 食べ残しの持ち帰り専用容器はないが、紙袋の提供により意向に沿うようにしている。(1) - スーパーの肉にパックを使わず、そのまま量り売りしてはどうか。(1)		「リメイク・レシピ集」を作成し、配布するなどの取組を行っており、食べ残しの有効活用を含め、引き続き、食品ロスの削減を図るための取組を推進してまいります。 2R促進策の推進とともに、優良事例の情報収集にも努めてまいります。
(6) 使い捨て製品の使用抑制について 17件 【リーフレットp6, 7】			
30	<食事用使い捨て製品> - 衛生管理等に留意する必要がある。(2) - ペーパーナプキンのディスペンサーに削減シールを貼ると、若干の効果があつた。(1) - テイクアウトの容器の無駄が多い。(1) - 割りばしを有料化したり、持ち歩きやすい多機能の食具(箸・フォーク・ナイフ・スプーン)を安く売るとよい。(1)	5	事業者の中には、既にマイボトルへの対応や、アメニティグッズの削減(詰替式への移行、希望者のみへの提供)に取り組まれている例が見られます。マイ箸等を御愛用の方もいらっしゃいます。 今後のごみ減量施策では、衛生管理等の面から努力義務としておりますが、優良事例を広く紹介するなど、事業活動に支障のないよう配慮しつつ、取組の拡大を図ってまいります。
31	<マイボトル> - 衛生管理等に留意する必要がある。(2) - もっと普及を図るべきである。(2)	4	
32	<宿泊施設の使い捨てアメニティグッズ> - 衛生管理等に留意する必要がある。利用者から強いニーズがある。(2) - 条例で事業者による提供を制限すると、京都の好感度が下がる。(1) - シャンプー等を詰替えにすると、大幅なごみ減量につながる。(1)	4	
33	<その他の容器包装> - シャンプーや液体洗剤の詰替のように、消費者が受け入れやすいものを掘り起こす必要がある。(2) - 使い捨て製品がなくならないのは、日本人の清潔好きが原因だと思う。(1) - 商品の包装は必要な場合があるため、過剰に切り詰めるべきではない。(1)	4	優良事例を広く紹介するなど、取組の拡大を図ってまいります。
(7) ものづくりにおける発生抑制策について 4件 【リーフレットp6】			
34	- ごみの少ない製品が普及するよう製造段階から見直せば、価格も下がる。(1) - 客と接する機会がない製造業者にゴミ	4	販売段階だけでなく、製造段階からごみの減量を意識していただくことは重要であり、ホームページや製品・パッケ

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
	減量のP Rの義務を課す意味があるのか。(1) - 乾電池から充電電池、蛍光灯からLEDの転換について、資金が出ないと事業者は取り組まないのではないか。(1) - 環境にやさしい製品の利用に関する市民の努力義務を実施義務に変更し、国が補助すべきである。(1)		ージへの表示など、製造業者の皆様にもごみ減量策をP Rしていただきたいと考えております。 環境にやさしい製品の利用促進は重要であるため、本市としても市民・事業者の皆様への周知・啓発を行うとともに、関係事業者の皆様の取組の拡大に効果的な先進事例の情報収集にも努めてまいります。 引き続き、拡大生産者責任の徹底につきましても、国に対して積極的に働きかけてまいります。
(8) イベントにおける2 R促進策について 8件 【リーフレットp 3, 7】			
35	<リユース食器の利用促進> - 市が貸し出す食器の形状が決まっているため、提供できるメニューが限られるが、種類を増やせば利用が増える。(2) - リユース食器の使用を進めてほしい。(1) - 使い捨て食器よりも経費がかかり、誰が負担するかが問題になる。(1) - 役所が行う全てのイベントではリユース食器を使い、レジ袋の安易な提供もやめるべきである。(1)	5	- リユース食器貸出制度について、利用者のニーズや費用対効果等を踏まえて、利用促進に向け、充実を図ってまいります。 - 全区で毎年行われる「ふれあいまつり」等でリユース食器を使用しており、今後も市役所が率先して取組を推進してまいります。
36	<マイバッグ持参の呼びかけ> - マイバッグの持参を事前に呼びかける機会が少ない場合がある。(1) - イベントにおけるマイバッグの持参を徹底したい。(1)	2	ホームページなど、多様な手段でマイバッグの持参を呼びかけていただきたいと思います。
37	<その他> イベントを開催しなければごみは出ないのではないか。(1)	1	京都の魅力の一つでもある京都マラソンや学生祭典、祇園祭から地蔵盆まで、多様なイベント等のごみ減量に向け、より一層取組を推進してまいります。
(9) その他の2 R促進策について 2件			
38	- 菓子の個包装を減らすとよい。(1) - 広告をやめるか、まとめて新聞に載せるなどすれば、紙ごみが減る。(1)	2	ごみ減量に関する先進事例の情報収集等に努め、関係事業者との連携により、ごみの減量を進めてまいります。
(10) 進ちょく状況の確認について 17件 【リーフレットp 8～9】			
39	<関係事業者の報告義務> - 従業員の少ない事業者も多いため、報告内容や様式において、負担の軽減を図る必要がある。(2) - 事業者の報告内容やモニター結果の公	14	- 報告制度の運用に当たっては、事業活動にとって過度の負担とならないよう配慮してまいります。 - 条例の実効性を確保するためにも、公

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
	<u>表においては、基準の客観性・公平性や、ブランドイメージへの影響を考慮する必要がある。(2)</u> ・ 優良事例の公表は良い。(1) ・ 報告義務の基準とする「京都市中規模小売店舗設置指導要綱」の数値設定の正当性を明らかにするとともに、同要綱は新設店舗を対象とするため、本条例による報告も、新設の小売店舗を対象とすべきである。また、面積の大小だけでなく、用途も念頭に置くべきであり、面積の正確な把握も必要である。(1) ・ 取組計画及び実績報告義務の対象となる店舗面積の規模は、妥当である。(1) ・ 報告義務については、大きな事業所だけでなく、小さなところも行っているかどうか。(1) ・ 事業者が制御不能な利用者の持込みごみを含めた報告の義務化と公表は、事業者が全責任を負うことになるため、慎重に検討してほしい。(1) ・ 京都市内の役所は報告しないのか。(1) ・ レジ袋辞退率は把握が難しい。(2) ・ なぜ集合住宅を届出制にするのか、もっと対象を拡大すべきではないか。(1) ・ 大学において4月のガイダンス時に資料を配布し説明したことを報告する意味はあるのか。(1)		<u>表制度は必要であると考えておりますが、制度の運用に当たっては、事業活動への影響を十分考慮して行なってまいります。</u> ・ 優良事例の幅広い紹介を通して、取組の拡大を図ってまいります。 ・ 御報告いただいた取組計画を毎年点検することとしているため、新規事業者に限定することはしておりません。 なお、事業活動において過度の負担とならないよう、小規模事業者の皆様は御報告いただく対象としておりません。 ・ 利用者の持込みごみについて御報告いただくことは考えておりません。販売・提供に当たり、ごみの発生抑制や分別を促すためにどのような取組を行ったかという御報告をお願いするものです。 ・ 今回、新たに報告対象とするのは特定の業種のみですが、事業用大規模建築物に該当する市内の官公庁については、既に廃棄物の発生抑制方策等について報告する、減量計画書の提出を義務付けています。 ・ 他都市の先行事例等を参考に、簡易な算出方法の導入等を検討してまいります。 ・ 集合住宅は推定1万2千棟と非常に多いことから届出制としつつ、併せて周知啓発を幅広く行ってまいります。 ・ 学生向けの周知指導の機会とその効果を把握するために、御報告いただくものです。

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
40	<市民モニター制度> - 市が主体となって客観的・中立的に行うべきである。(1) - どれぐらいの期間モニタリングするのか。(1) - 市民モニター制度は、事業所内をよく見るための工夫が必要である。(1)	3	- 市による研修や基準・手順の統一により、公平で的確なモニタリングを確保します。 - 市民モニター制度につきましては、毎年度、定期的の実施してまいります。

3 分別の促進について 186件

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 分別促進策の意義・必要性について 15件 【リーフレットp3, 6】			
41	<肯定的な御意見> - 分別リサイクルは、慣れると当たり前になる。(5) - リサイクルできる物は多く、ごみの減量につながる。(2) - まず条例で分別をルール化して浸透を図る必要がある。(1) - 外国人留学生であるが、中国も日本のような分別やリサイクルをした方がよい。(1)	9	条例において分別を義務化し、周知・啓発を徹底するとともに、コミュニティ回収など、市民、事業者の皆様の自主的な分別を促進する仕組みを拡充・強化してまいります。
42	<否定的な御意見> - 分別でなぜごみが減るのか。(2) - リサイクルコストの削減に努め、リサイクルが資源の無駄と思われないようにすべきである。(1)	3	- 資源物の分別により、クリーンセンターにおけるごみの焼却量が減るとともに、分別した資源物は、市の資源リサイクルセンター等で中間処理を行ったうえで、再資源化事業者を経て、各種製品にリサイクルされます。(※) - 今後とも効率的なリサイクルに努めるとともに、2Rによるごみの発生抑制も促進してまいります。
43	<その他の御意見> 分別義務化の前提として、分別回収したごみをどうしているのかを伝えるべきである。(3)	3	分別収集後のリサイクルの流れ(No.42※参照)については、ホームページ等へ掲載するとともに、全戸配布している「ごみ減量・分別ハンドブック」に掲載し、市民の皆様への周知に努めております。今後もより一層、あらゆる機会を通じて情報発信してまいります。
(2) 分別の義務化について 13件 【リーフレットp3, 6, 9】			
44	<肯定的な御意見> - ごみを出す以上、減らすための分別義務はあって当然である。(4) - 分別の義務化は、環境のために必要である。(2) - 分別の義務化により、ごみ減量の実効性が高まる。(3) - 全く分別できていない人を導く必要がある。(1)	10	ごみの減量を加速する必要がある中、依然としてプラスチック製容器包装等の分別が不徹底な方が見られるため(分別実施率約4割)、条例において分別を義務化し、コミュニティ回収など、市民・事業者の皆様の自主的な分別を促進する取組の拡充・強化を図るものです。
45	<否定的な御意見> 廃棄物処理法は、市民・事業者の分別を協力義務として定めているが、同法との関係をどのように考えているのか。(1)	3	市町村が、ごみの減量を徹底するため、地域の実情に応じた必要な措置として、条例で協力義務を実施義務に引き上げるとは、廃棄物処理法上、可能であると解釈されております(家庭ごみにつき

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
	- 分別を義務化するのであれば、処理計画についても市民意見募集を行うべきである。(1) - 一方的に分別を義務化するのではなく、直接説明すべきである。(1)		政令市の8割に当たる16市で既に分別の義務化を実施)。 - 今回の減量施策は、新たな「ごみ半減プラン」(本市の一般廃棄物処理基本計画)の骨子(案)でもあります。 - 義務化の施行に当たっては、事業者や地域の方々に向けた説明会等を開催してまいります。
(3) 分別の啓発指導(不適正シールの貼付、残置等)について 13件 【リーフレットp9】			
46	<肯定的な御意見> - 分別できない人には、残置してでも市がしっかり指導すべきである。(6) - 町内会など住民の間で啓発しあってはどうか。(3)	9	市民しんぶん、リーフレット等による周知はもとより、地域説明会の開催等をはじめ、周知啓発を十分に行い、指導を徹底してまいります。
47	<否定的な御意見> - 分別ルール違反のごみ袋に不適正シールを貼っても、誰が違反者か分からないのではないか。(2) - 分別ルール違反のごみ袋の残置は、集積場所の近くの人にとって迷惑だと思う。(1)	3	- 不適正シールの貼付は、市が分別ルール違反のごみを収集しないことを明確にし、残置と併せて繰り返し行うことで、分別ルールの自発的な順守を促すためのものです。したがって、行為者を特定するためのものではありません。 - ごみの集積場所付近の方々に御迷惑をおかけすることのないよう、具体的な取組を検討してまいります。
48	<その他の御意見> どこまでの分別ルール違反が許されて、どこまでが許されないのか。(1)	1	分別ルール違反のごみが混入していれば、原則として条例違反です。
(4) 分別義務違反者を特定し指導するための調査(ごみ袋の開封調査)について 40件 【リーフレットp9】			
49	<肯定的な御意見> - プライバシーの問題とする声もあるが、ルールを守らずにプライバシーを訴えるようではモラルが低い。(10) - 分別ルールを守らない人が調査や指導をされるのは当然である。(6) - 町内のトラブルにならないよう、分別ルールを守らない人は市が直接指導してほしい。(5) - 職員は個人情報の取扱いについて法令で厳しい義務が課されており、開封調査も厳格な手順で行われるはずである。手続を一定オープンにするとよい。(2) - 他都市で行われている開封調査のように、本気で徹底してこそごみは減る。(2)	25	- 分別については、依然として不徹底な方々が一部に見られ、既に分別をされている方々の不公平感、意識の低下を招くおそれがあります。こうした状況を打開し、全ての市民の皆様分別を行っていただくためには、これまでの周知啓発の取組の延長では難しくなっています。 - そこで、分別ルールの周知啓発を尽くしても、なお改善が見られない場合は、指導を徹底するため、開封を含む調査を行い、排出者を特定したうえで、直接指導することとしています。 - その根拠を条例上明確にしたうえで、適正に実施したいと考えております。

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
50	＜否定的な御意見＞ ・ きちんと分別しているのに、なぜそこまでするのか。(2) ・ デリカシーや市民感覚がない。不快である。(4) ・ 近所で分別ルールを守らない人は、市が開封しなくても大体分かる。(1) ・ ルールを守らない人は、うまくすり抜ける。やる意味があるだろうか。(1)	8	・ 分別ルールを守っている方は、開封調査の対象となりません。分別ルールの周知啓発を尽くしても、なお改善が見られず、排出者も把握できない場合は、指導を徹底するため、開封を含む調査を行い、排出者を特定したうえで、直接指導することとしています。 ・ ルール違反を放置することとならないよう、将来にわたり市の施設で市民の皆様の廃棄物を適正に処理するために行う必要な調査で、やむを得ず行うものですので、御理解ください。 ・ 市が必要な指導等を行うために実施することとしております。 ・ 地域全体・市全体で違反を許さない気運を醸成し、分別ルールの徹底を図ってまいります。
51	＜その他の御意見＞ ・ <u>ごみ袋の開封調査や分別の指導に当たっては、心身の理由等から分別ルールに詳しくない方や分別が困難な方への配慮が必要である。(2)</u> ・ <u>可能な限りごみ袋の開封調査を実施しなくてもよいよう、分別ルールの周知徹底に努めるべきである。(1)</u> ・ 開封調査は、誰が、どのような権限に基づき、具体的にどのような手段を用いて行うものかを明確にする必要がある。(1) ・ 個人情報が悪用されるのではないかな。(2) ・ 分別している人のごみ袋まで開封されないよう、十分気を付けて行ってほしい。(1)	7	・ <u>心身の理由等から配慮が必要な方について留意いたします。</u> ・ <u>可能な限り開封調査を実施しなくてもよいよう、分別ルールの周知徹底を図ります。</u> ・ 条例において新たな根拠規定を設け、分別義務違反が繰り返され、周知啓発を繰り返し行ってもなお改善が見られない場合には、地方公務員法上の守秘義務（罰則規定あり）を負う市の職員のうち市長が指定する者が、まち美化事務所等に持ち帰って開封調査を行うなど、適切な運用を徹底してまいります。 ・ 実施に当たっては、指針を定め、担当職員の研修を行うなど、適切な運用を徹底してまいります。
(5) 分別義務違反者に対する指導について 1件 【リーフレット p 9】			
52	・ 分別ルールを守らない排出者への指導について、誰が、どのような権限に基づき、具体的にどのような手段を用いて行	1	・ 市の職員が、今回の条例改正で定める改善勧告・命令等の手続に基づき、適切に対応してまいります。不公平が生じな

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
	うものであるかを明確にする必要がある。(1)		いよう適切な運用を徹底します。
(6) 分別義務違反に対する罰則について 6件 【リーフレット p 9】			
53	・ 罰則を設けるべきである。(4) ・ 罰則を設けるべきではない。(1) ・ 関連法令の罰則規定とのバランスを図る必要がある。(1)	6	・ 指導強化のために必要最小限の規定を整備するという考えから、罰則は設けないこととします。
(7) 分別機会の拡大について 30件 【リーフレット p 3～4】			
54	＜分別機会の拡大＞ ・ 分別に協力できる身近な場所を増やしていくべきである。(5) ・ 官民で連携して、回収拠点をスーパーや駅などに増設すべきである。(2) ・ 古着のコミュニティ回収の拡大は良い。フリーマーケットを開くとよい。(2) ・ 枝や葉を刈ると量が多いため、剪定枝を集めてもらえると大変助かる。(1) ・ 水銀含有廃棄物などの有害危険ごみの回収は重要である。(1) ・ 古本回収を増やすべきである。(1) ・ 電話をすれば夜中でも引き取ってもらえるサービスを実施してはどうか。(1) ・ 回収拠点に通い箱を置くなどして、利便性を高めてはどうか。(1) ・ リサイクルやリユースに対する意識を高めるため、分別を細分化すればよい。(5) ・ 焼却しているごみにも、分解して使える部分があるのではないかな。(1)	20	・ 商業施設や公共施設への資源物回収拠点の設置を進めているほか、「コミュニティ回収」助成制度を実施し、町内会等の地域団体が古紙・缶・びんなどの資源物を自主的に回収し、リサイクルする取組の支援を行っています。 今後とも家庭ごみの約3割を占める紙ごみをはじめ、古着や小型家電などの回収機会の拡大を引き続き図り、資源の有効利用を進めてまいります。
55	＜分別方法の周知＞ ・ ごみの分別方法やリサイクルの回収方法等をまとめた保存版のハンドブックを各世帯に配ってほしい。(4) ・ リサイクルや福祉に回せるものは活用するよう市が率先して広報すべきである。(3) ・ 目立つ場所でリサイクルできる品目等を示してほしい。(1) ・ 分別が楽しくなるようなPRをしてほしい。(1) ・ スプレー缶の分別をもっと周知すべきである。(1)	10	・ 分別については、ホームページ等へ掲載するとともに、ごみ減量・分別ハンドブック」を全戸配布するなど市民の皆様への周知に努めておりますが、今後とも、あらゆる機会を通じて情報発信してまいります。
(8) 雑がみの分別について 23件 【リーフレット p 9, 10】			
56	＜肯定的な御意見＞ ・ 雑がみの分別をもっと広めてほしい。(6) ・ 雑がみの分別に努めたい。(3) ・ 雑がみの分別でごみが減り、有料指定袋のサイズダウンに成功した。(1)	13	・ ピーク時からのごみ半減という目標の実現に向けては、今後より一層、市民・事業者の皆様とともに、ごみ減量の取組を加速する必要があります。

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
	・ 雑がみの集団回収は近所付き合いも深まる。(1) ・ 企業は雑がみの分別を徹底すべきである。(1) ・ 回収ポストを作ってはどうか。(1)		特に、御家庭の燃やすごみの約3割を占める紙ごみのうち、分別・リサイクルが十分に進んでいない雑がみの分別・リサイクルが必要不可欠であるため、周知啓発を更に徹底してまいります。
57	<否定的な御意見> ・ 雑がみの定義や回収方法が分かりにくい。(2)	2	・ 雑がみとは、新聞・ダンボール以外でリサイクルできる紙類をいいます。 地域のコミュニティ回収（集団回収）にお出しいただくか、「雑がみも必ず回収する」旨のステッカーを貼付している古紙回収業者にお出しください。 これらの出し方が難しい場合は、本市が定期収集している小型金属類・スプレー缶の収集日と同じ日時・同じ場所にお出しください。 また、区役所・支所、まち美化事務所等の市の施設などに持ち込んでいただくこともできます。 上記については、これまでから市民しんぶんをはじめ様々な周知を行っているところですが、今後とも、あらゆる機会を通じて、わかりやすい周知・啓発に努めてまいります。
58	<周知方法> ・ 雑がみ減量のイメージを具体的なデータや取組例で示すとよい。(1) ・ カレンダーは雑がみとして出すよう年末の市民しんぶんに掲載するなど、効果的な周知を図ってはどうか。(1) ・ 紙が雑がみになる前の利用方法（メモ用紙など）を企業や家庭に周知すべきである。(2) ・ ごみの集積場所の表示板を、雑がみ回収の周知も含めて作り直すべきである。(1) ・ どのような物が雑がみとして出せるのか、ハンドブック等に明記して欲しい。(1)	6	・ ごみの組成調査結果に基づき計算すると、雑がみの分別を徹底することにより、45L袋で「燃やすごみ」を出しておられる御家庭の場合、30L袋にサイズダウンすることが可能です。 こうした情報を含め、今後、市民の皆様がイメージしやすい情報の発信に努めていきます。
59	<その他の具体策> ・ 雑がみをリサイクルした雑がみ回収用の袋を無料配布して、分別を促進してはどうか。(1) ・ まず古紙回収の仕組みを整えるべきである。(1)	2	・ 雑がみ回収用の袋の無料配布には多額の経費が伴います。回収専用の袋を指定しておりませんので、リサイクルできる紙袋等に入れてお出しください。 ・ 古紙回収業者への排出や地域のコミュニティ回収（集団回収）が難しい場合は、本市が定期収集している小型金属類・ス

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
			プレー缶の収集日と同じ日時・同じ場所にお出してください。
(9) 若年層の教育、働きかけについて 12件			
60	＜子どもの教育＞ ・ ごみの分別は習慣の問題なので、幼い頃からの習慣付けが大切である。(2) ・ 親が分別ルールを守っていない家庭では、子どもを通して、学校から家庭へ分別ルールが行き届くとよい。(1)	3	・ 環境意識の向上を図るため、環境学習の視点を条例に加えてまいります。
61	＜学生等への周知啓発＞ ・ 若年層の啓発指導が必要である(3) ・ 学生マンションは分別ができていない。大学が学生を指導すべきである。(2) ・ 大学や集合住宅管理者に対する行政の強力な働きかけが必要である。(1) ・ 入学時のガイダンスで新入生に周知することや、在学生にポータルサイトで周知すること、大学施設を会場として講演会を開くことなどが可能である。(1) ・ 学生の自宅のごみの分別については協力程度ではないか。(1) ・ 学生への分別方法等の指導については、市の支援が必須である。(1)	9	・ ワンルーム型マンションでの分別実施率の低さや、ごみの減量と分別行動に関するアンケートの結果などから、若年層の分別実施率が低いと考えられるため、また、本市には、大学と学生が多いため、今後の減量策では、大学、集合住宅における分別ルールの周知・指導を促進したいと考えております。 ・ 入学時のガイダンス等の機会を捉えて、市の資料等を活用した周知啓発をお願いしたいと考えており、市から大学への説明等もしっかり行ってまいります。
(10) 事業者等の分別について 8件 【リーフレット p 3, 9】			
62	＜取組の意義・必要性、配慮の必要性＞ ・ 事業所から出るごみを減らさないと、家庭ごみを分別する気がなくなる。(3) ・ 会社を挙げて紙類の分別に努めれば、相当ごみが減る。(1) ・ 個人情報・機密情報を除去する経費や、保管場所の確保に伴う負担も考慮すべきである。(1)	5	・ 市民の皆様だけでなく、事業者の皆様も分別も協力義務から実施義務に引き上げ、分別の徹底を図りたいと考えております。
63	＜クリーンセンターへの搬入物検査、制限等について＞ ・ 事業ごみのクリーンセンターでの搬入物検査は厳しい対応をお願いする。(1) ・ 分別が不十分な事業者のごみはクリーンセンターへの搬入を制限すべきである。(1) ・ 当面は、収集運搬業者への指導を中心として減量を図るべきである。また、雑がみについては、再生不可能なものが混入する可能性があるため、事業系一般廃棄物許可が必要となるものとして扱う	3	・ クリーンセンターでの搬入物検査を強化してまいります。 事業所から排出される紙ごみにつきましては、条例を改正して分別リサイクルを推進してまいります。 ・ 更なるごみの減量を加速させるためには、収集運搬業者の指導に加え、排出事業者への指導を強化していく必要があります。そのためには、紙ごみを含む資源物の分別義務化が必要であると考えてい

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
	べきである。(1)		ます。また、雑がみを含む紙ごみの収集運搬については、廃棄物処理業の許可を必要としない、いわゆる「専ら物」に該当するとの国の見解が示されており、本市独自で、廃棄物処理業許可が必要な品目として取扱うことは困難であると考えております。
(11) イベントにおける分別について 2件 【リーフレットp7】			
64	- 今年の祇園祭での資源ごみの分別回収は、浴衣姿でゴミを持ち歩かずに済んだため良かった。分別も、うまくニーズを捉える工夫が重要ではないか。(1) - イベントにおける資源ごみの複数分別は、ゴミ箱の調達や点検スタッフの配置に費用がかかるため、ゴミ箱の無料貸出や分別したごみの無料回収など、サポート体制を整えてほしい。(1)	2	- 全国初の取組として、今年の祇園祭の前祭において、五条露天商組合の露店にリユース食器を導入し、リユース食器回収及びごみの分別回収を行う「祇園祭ごみゼロ大作戦」が実施されたことにより、燃やすごみが前年の55.5トンから約4割減の34トンとなり、効果が上がりました。 今後も「祇園祭ごみゼロ大作戦」を継続し、ごみの分別と減量に取り組んでいただけるよう、本市が積極的に協力し、支援することを検討してまいります。 - イベント時の分別の義務化に伴う支援について検討してまいります。
(12) ホテル・旅館での分別について 3件 【リーフレットp8】			
65	- 分別を強化したからと言って旅行先を選ぶなくなる心配はほとんどなく、ホテルの個室でも、首都圏などで分別用のゴミ箱を見たが、きちんとしたホテルだと好感が持てたので、決してマイナスにはならないと思う。(1) - 分別用のゴミ箱のように、自然と分別を促すツールが必要である。(1) - 観光客への分別ルールへの周知に取り組むべきである。(1)	3	ホテル、旅館は観光客等の滞在者との重要な接点となる場所です。そのため、分別箱の設置や分別に関する説明をお願いしたいと考えており、観光客等の理解促進を図りながら、分別を徹底していただきたいと考えております。
(13) 大学での分別について 3件 【リーフレットp8】			
66	- 大学での資源ごみの回収拠点の設置について、回収箱は市が設置し、市が定期的に回収を行うのか。(2) - 自宅のすぐ近くで収集されている資源ごみを、学生がわざわざ大学に資源ごみを持って来るとは考えにくい。(1)	3	「大学における資源ごみの拠点回収の実施」とは、本市が定期収集を行っている缶・びん・ペットボトル等の資源ごみの収集ではなく、大学の御協力の下、乾電池や蛍光管などの資源物を対象とした、回収ボックスを設置させていただき、本市が定期的に回収する取組を考えているものです。

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
(14) 集合住宅での分別について 6件 【リーフレットp8】			
67	<単身者等の分別指導> ・ 市民全体に分別義務が課されるのに、学生や集合住宅の居住者は重ねて指導対象とされるのか。(2) ・ プラスチック製容器包装の出し方をマンションの管理人に聞くと、「とりあえず燃やすごみの日に出してください」と言われた。(1) ・ 集合住宅で分別指導を行うと、マナーの良い入居者が集まる。(1)	4	・ マンション、特にワンルーム型マンションでの分別実施率の低さや、ごみの減量と分別行動に関するアンケートの結果などから、集合住宅と学生の皆様にしっかりと分別していただくため、周知徹底を行っていくものです。
68	<業者収集マンションでの分別> ・ 業者が収集するマンションのごみもしっかり分別させるべきである。(2)	2	・ 業者収集マンションのごみについても、市収集の家庭と同様に、今後の減量施策として、分別に係る協力義務を実施義務に引き上げたいと考えております。
(15) その他の分別促進策 11件			
69	<ポイント制・キャッシュバック制> ・ ドイツや北欧のように、大型スーパーの駐車場や駅の構内にペットボトル等の回収箱を設けて、リサイクルに協力すると、その本数に応じてポイントや金券が還元される仕組みを作ってはどうか。(3)	3	・ 今後とも、先進事例の情報収集に努め、ホームページで紹介するなど、取組の拡大を促進してまいります。
70	<その他> ・ 市が古着、電化製品、粗大ごみ等を引き取り、欲しい人に提供してはどうか。販売し、売上げをごみ減量の資金に回してはどうか。(3) ・ 電池や蛍光灯の回収を促進してほしい。(2) ・ 主なごみの種類ごとに分別ごみ袋を作るとよい。(1) ・ リサイクルショップが廃業しているので、市が支援してはどうか。(1) ・ 無料の廃品回収業者の規制が必要である。(1)	8	・ 古紙業者による紙ごみのリサイクルのように、民間でできることは、民間のお力をお借りするとともに、効果的な先進事例の情報収集にも努め、できる限り効率的に、かつ、多くの資源を有効利用していきたいと考えております。

4 その他 18件

No.	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
71	<まちの美化> ・ まちなかのごみ箱が少ない。特に河原町などの繁華街や、祇園祭・花火大会などのイベント時に、大きなごみ箱をたくさん置いてほしい。(5) ・ ごみやたばこのポイ捨て、不法投棄の取締りを厳しくすべきである。(6) ・ ごみ清掃ボランティアを増やすべきである。(1) ・ ごみは持ち帰って家で処分するのがマナーである。(1) ・ 京都ではまちの美化が重要である。(1)	14	・ 市民や事業者の皆様の自主的な清掃活動への支援を行っており、現在では、年間延べ 20 万人もの方々が美化活動を実践され、まちの美化が着実に進んでいます。 街中に設置するごみ容器には、家庭ごみの排出や容器周辺への不法投棄など問題が生じていることから、こうした課題のあるごみ容器は撤去するとともに、関係事業者と連携してごみの持ち帰り啓発に取り組んでいます。 こうした取組の結果、京都のまちは一段と美しくなったと言われ、権威ある米国の旅行誌の読者投票で本市が世界一の観光都市に輝いた大きな要素にもなったと考えられます。
72	<その他> ・ 寄せられた意見を参考に、施策が変わることがあるのか。(1) ・ 消費税が上がった分、リサイクルやごみ減量に回してもいいと思う。(1) ・ 夜にごみを集めているダンプ車は、スピード違反や、道路に物を散乱させたまま走り去っていくことがある。(1) ・ 既存の事業用大規模建築物に係る減量計画書について、分別保管や計量の負担を考慮し、紙ごみの報告分類種別の軽減を検討してほしい。(1)	4	・ 京都市市民参加推進条例に基づき御意見に対する本市の見解を公表するとともに、頂いた御意見を踏まえて施策への反映を検討いたします。 ・ 引上げ分の消費税収入は、法律により社会保障施策に充てることとされており、今後も財源を有効に活用して、ごみ減量に取り組んでまいります。 ・ 関係事業者への指導に努めてまいります。 ・ 廃棄物の分別保管や計量については、リサイクルの推進や燃やすごみの減量を図るうえで非常に重要であることから、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。